

商品概要説明書

大口定期貯金（JAバンク退職者向け金利上乘せ定期貯金）【3ヶ月、1年もの】

(2022年4月1日現在)

商品名	退職金プラス年金定期貯金 My Life プラス (マイライフプラス)
販売期間	2022年4月1日～2023年3月31日
ご利用いただける方	退職金のお受取りから1年以内の個人の方で、JAに年金振込をご指定の方（予約含む）または、JAで給与振込をご指定の方
期間	・定型方式 ①3ヶ月 ②1年 ※ただし、「①3ヶ月」の場合、「退職金受取から7ヶ月以内の方」がご利用いただけます。 ・非自動継続の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上、退職金の範囲内 ただし、新規のお預入れに限り300万円まで退職金支給額を超えたお預入れが可能です。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・①預入時の大口定期貯金の店頭表示利率に1.10%上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・②預入時の大口定期貯金の店頭表示利率に0.20%上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、大口定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0595-24-5111代）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。・窓口のみでのお取扱いとなります。・お一人様一回の利用に限らせていただきます。ただし、「①3ヶ月もの」の初回満期日以降、1ヶ月以内に同商品の「1年もの」への預け替えは可能です。・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。・定期貯金の預入期間中は継続して当JAで年金（予約を含む）をお受取りいただくことが条件となります。
------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいがふるさと